

中国の税関問題に関する台湾企業のロビー活動

かく 郭 　 えい こう 永 興

はじめに
加工貿易が抱える通関問題　ロビー活動の背景
密輸の取締りと税関の権限
台湾企業のロビー活動
結論

はじめに

本稿では、在中国台湾企業の税関問題に関する中国政府への働きかけ（本稿では、ロビー活動と称す）とその背景を分析する。経済学と政治経済学の分野において、税関問題に関するロビー活動のおもな研究には、クルーガーのレント・シーキング・モデルとバグワチの「直接非生産的収益追求（DUP）活動」^{〔注1〕} 仮説がある。クルーガーの研究は、途上国における輸入ライセンスに対する競争に焦点を当てている。輸入に数量制限が課された場合、輸入ライセンスは希少性がある商品となる。この輸入ライセンスを手に入れようとしてロビー活動に費やされる資源が、経済厚生ロスになるとクルーガーは指摘した〔Krueger 1974〕。

DUP 活動仮説は1980年代初期にバグワチによって創出された。この仮説の誕生の背景には、1960年代後期から積み重ねられてきた、政府の規制に関係した経済活動、例えば、国内市場の保護を求めるロビー活動、輸入ライセンスの獲得競争、国内寡占市場を創るための参入障壁立

法活動等について分析した理論的研究がある。バグワチには、これらの理論をひとつの理論に統合する企図があった。バグワチ理論ではこれらの政府規制にかかわる経済活動の特徴は、効用の増加をもたらす財やサービスを生み出すことなく、金銭的な収益あるいは収入^{〔注2〕}をもたらすことにありとみて、このような経済活動を「直接非生産的収益追求活動」（DUP 活動）と定義した〔Bhagwati 1982〕。

しかし、クルーガーとバグワチの仮説では、中国における台湾企業のロビー活動を説明することができない。本研究で示されるように、台湾企業のロビー活動は輸入ライセンスがもたらすレントを追求する活動ではないので、クルーガーのレント・シーキング仮説は、台湾企業の活動の研究に応用できない。また、台湾企業がロビー活動から得る報酬は金銭的な収益ではないので、バグワチの「直接非生産的収益追求（DUP）活動」仮説も、台湾企業の行動を説明することができないのである^{〔注3〕}。

何故、台湾企業は税関問題に対するロビー活動を行うのか。しかも、後述するように、集団的に行うのか。邪(1996)、董(2003)の研究は、台湾企業が中国の地方政府に対するロビー活動を行うことによって、投資・生産の円滑化を図っていることや、政治的なリスクを回避していることを明らかにした。ところが、台湾企業が

行う加工貿易業務を直接に管理するのは地方税関であり、これらの地方税関は地方政府ではなく、中央政府の税関総署に管轄されている。したがって、地方税関とそれを管理する中央政府に対する台湾企業のロビー活動に触れていない。彼らの研究は、台湾企業の税関問題とその対応を説明することができていないのである。

一方、林（2002）、康（2002）、詹（2002）のフィールドワークに基づく研究はいずれも、中国における台湾企業の代表的な団体といわれる東莞市台商協会（台湾同胞投資企業協会）が設立された重要な原因のひとつが、加工貿易による税関問題にあることを指摘している。具体的には、東莞市台商協会が初めて設立したのは税関諮問委員会であったし、1995年に協会が設立した24時間サービスセンターのおもな仕事は台湾企業の関税処理と一般税務の相談を受けることであった。また同協会は、台湾企業の従業員が税関に拘束された場合には、当該従業員の家族や会社の依頼を受けて税関と交渉する一方、台湾企業に対して税関が大規模な立入検査を実施したり、理不尽な条例を制定しようとするときには、ロビー活動も行っている。

このように台商協会の設立と活動が台湾企業の通関問題に深くかかわっていることを示す具体的な事例が林（2002）らによって指摘されたが、メカニズムの方は解明されていない。第1に、地方税関はなぜ台湾企業の従業員を拘束するのか、なぜ台湾企業に対して大規模な立入検査を行うのかなど地方税関の行動に関する分析が欠けている。第2に、台商協会はどのように地方税関や中央政府に対して交渉やロビー活動を行うのかという観点から両者の関係を分析することも不十分である。彼らの研究が、台湾企

業と税関の間の交渉・力関係のメカニズムを解明できないのは、彼らの研究が台商協会についての組織研究であり、台湾企業の生産活動と税関との関係を研究対象としていないためである。本研究で示されるように、華南地域の台湾企業と税関の力関係は、台湾企業が行う加工貿易という生産活動形態と深い関係がある。

台湾企業の中直接投資は華南地域の広東省と華東地域の江蘇省ならびに上海市に集中している^(注4)。加工貿易のシステムは華南地域と華東地域では相違するが^(注5)、本稿では華南地域の台湾企業に焦点を絞ることとする^(注6)。

黒田（2001）、関（2002）の研究で示されているように、華南地域において台湾企業を含む外資企業のおもな生産パターンは、低賃金労働力を利用する加工貿易である。本稿では、台湾企業のロビー活動の背景には、この加工貿易の特性があることを明らかにする。後述するように、加工貿易の複雑な生産過程において台湾企業がもつ実際の原材料の在庫数と登記手帳の在庫数が一致しないことは、台湾企業にとって深刻な問題になっている。中国の地方税関はこの問題と密輸取締りの権限を利用して、自らの税収目標を達成しようとする。台湾企業は税関の徴税方式に対抗するために、集団的なロビー活動を行うのである。

本稿の構成は以下のとおりである。第1節では、加工貿易におけるロビー活動の背景を説明し、特に原材料の在庫数と登記手帳の在庫数の不一致の原因、そしてそれを利用し、徴税のノルマを達成しようとする税関の意図を分析する。第2節では、密輸の取締りによる税関の権限を説明し、特に在中国台湾企業の経営者・従業員の人身の安全性に脅威となる税関の権限を取り

上げる。第 節では、個別的なロビー活動と集団的なロビー活動を考察し、台湾企業のロビー活動の内容を説明する。集団的なロビー活動の分析においては、台商協会の設立およびその活動と税関問題の関係を詳しく分析する。結論ではこれまでの議論を総括するとともに今後の研究課題を提示する。

加工貿易が抱える通関問題 □ ロビー活動の背景

1. 加工貿易と通関手続き

華南地域の加工貿易は、簡単にいえば、中国における外資企業^(注7)が原材料を海外から輸入し、保税手続きを取って、つまり関税および「増値税」を払わず^(注8)、加工した後に製品を海外へ輸出するという生産方式である。加工貿易を行う企業は、地方税関から加工貿易登記手帳を受け取る。華南地域では登記手帳は半年間有効で、この間のすべての取引に使用される。企業は見込みで原材料を輸入し^(注9)、毎月1回、輸出状況を地方税関に報告し、保税で輸入した原材料が国内市場に転売されていないかどうかについて審査を受ける。半年後に最終的な照合・確認を受け、原材料の在庫数と登記手帳上の数量が一致すれば、製品が登記手帳から抹消されて保税が有効となる。

ところで、現実には単純な加工貿易取引は少なく、海外から原材料を輸入している中国内の一次加工メーカーからも原材料、部品を仕入れる例が多い。このような取引は本来は国内取引であり、免税の対象とはならないが、「転廠」により、免税扱いとなる。「転廠」とは、保税で輸入した原材料を加工後に国内で保税のまま

他の輸出企業に納入する取引である。「転廠」の場合、売り手と買い手が協力して地方税関で登記手帳の手続きを行うことによって、免税が維持されるが、この手続きは大変複雑である。

納入する側は、取引先からの「手続きは後にして先に物がほしい」という要請や頻繁な仕様変更、納入した後に「転廠」認定不可と税関に言い渡されるといった事態にしばしば直面する。そのとき、税関への対応を怠れば、税金の追徴や罰金が待っている。場合によっては、地方税関の立入検査もありうる。逆に、仕入側は、部品点数が多い場合、地方税関への申告が複雑になるという問題を抱えている。もしも申告に誤りがあれば、地方税関から同様の処罰を受けることになる。中国政府は加工貿易を管理するために、1999年から、加工貿易に従事する企業の格付けを導入するようになった（AからDまでの4つの段階）。この格付けに応じて、審査の基準は変わってくる。A企業は規則違反がほとんどない企業であり、B企業は新規進出企業か、そうでなければ軽微な規則違反があった企業である。日系進出企業の場合、大半はBに格付けされている。進出してかなりの期間を経過している大手アセンブリー・メーカーの中でも、AよりもBが多いという。「転廠」システムが複雑なので、違反がなかった企業の方が少数派なのである^(注10)。

以下は実務上、台湾企業が加工貿易の原材料を管理する際の簡略な方程式である〔張聡徳 2003, 55〕

$$\begin{aligned} & \text{〔在庫の原材料〕} + \text{〔在庫の製品・半製品〕} \\ & \quad + \text{〔在庫の廃品〕} \\ & = \text{〔登記手帳に記入済みの原材料の数量〕} \end{aligned}$$

- +〔まだ「転廠」(の手続きを)していないが仕入れた原材料〕
- +〔「転廠」したがまだ納入していない原材料〕
- +〔国内で購入した原材料〕
- 〔「転廠」したがまだ仕入れていない原材料〕
- 〔まだ「転廠」していないが納入した原材料〕

この方程式からは、台湾企業には、生産上の便宜のために、「転廠」の手続きと現物の仕入・納入に常にギャップが生じることが窺える。このギャップが重なり、原材料の実際の在庫数とその登記手帳上の在庫数の不一致の問題がますます深刻になる。さらに、取引先が別の地方税関に管轄されている場合、原材料の内容・コード・単位・単価等に対する各税関の意見の相違によって、後で行う「転廠」の手続きが認められない可能性もある^(注11)。

実際の在庫数と登記手帳上のそれが一致しない原因には、これ以外にも様々なものが存在する。例えば、廃品の管理である〔張聡徳 2003, 22-23〕 原材料の内外価格差が存在している中国では、原材料の廃品でも高く売れるのが現状である。加工貿易の場合、廃品は中国政府が指定した業者(鎮政府, 管理区, 村の管理委員会等)にしか販売できない。しかも、廃品の取引によってかなりの利益を得ることができる。台湾企業は不注意で廃品を非指定業者に売ってしまう場合もあるし、廃品業者の競争に巻き込まれ、廃品の管理が不明確になる場合もある。廃品率が不自然に高く、廃品を名目として密輸を行っている税関から疑われる場合もある。

また、台湾企業の経営者が中国人従業員に通関業務を任せられた結果、自身では在庫状況などを完全に把握できなくなったことが原材料管理上

の致命傷になることもある〔張聡徳 2003, 23-24〕 2000年に実際に発生したケースであるが、某台湾企業の中国人従業員が通関業務を利用し、密輸を行った。税関に摘発された後、この通関業務担当者は逃亡したが、当該企業の台湾人経営者は犯罪に関与していなかったにもかかわらず、法人犯罪の企業責任者として、8カ月の懲役を言い渡された〔張聡徳 2003, 73-74〕

2. 税関の立入検査

華南地域で加工貿易を行う台湾企業が、もっとも恐れていることは地方税関の「査廠」(立入検査)である^(注12)。地方税関に立入検査されたら、原材料の実際の在庫数と登記手帳の在庫数が一致しないことが発覚する可能性があるからである。会社の担当者が不一致の理由を合理的に説明できなかった場合、あるいは不一致の度合が大きすぎた場合には、税金の追徴や罰金が課される。さらに厳しい場合には、会社の登記手帳、帳簿、資料が押収されたり、関係者が連行されたり、刑事告発されてしまうこともある。在庫と登記手帳上の記載が一致しないのは長時間にわたって誤りを重ねた結果であることが多く、立入検査の際に、即座に釈明するのは容易ではないのである。

地方税関が立入検査を行うのは次の場合である〔張聡徳 2003, 20-22〕 第1には、定例の立入検査である。加工貿易を行う企業のなかから、ランダムに立入検査の対象を選び出すのである。設立して数年の企業が選ばれる可能性が高いといわれている。第2には、登記手帳の使い方や通関の手続きにおける不正行為があった場合である。例えば、輸入コンテナ内の物品と登記手帳の記載内容が違っていたり、製品の抹消手続きが常に遅れていたたり、原材料は輸入されてい

るが製品の輸出がされていないか、その量が少なかったりなどの異常が発見された場合には、立入検査が行われる可能性が高い。第3は密告された場合である。中国政府の規定^(注13)によって、告発者は密輸品の価値の10分の1以下(ただし、総額は10万円を超えることはできない)の賞金が貰える。密告による場合には、冤罪を防ぐために、税関当局は一定の証拠がない限り、立入検査を行わないのが通常である。だが、いったん実施が決まると、違法な事実が見つかるまで終わらないという。第4は特別に監視対象とされている物品についての検査である。内外価格差が非常に大きい物品は、中国関税総署が特に厳しく監視しており、検査対象となることが多い。第5は、取引相手企業で問題が発生した場合である。取引相手が立入検査され、問題が発見された場合、部品、原材料をそこから購入したり、そこに販売している会社も必然的に立入検査を受ける。

以上のような地方税関の定例の立入検査や業者側の原因による立入検査以外にも、税収確保のための立入検査がある。中国の租税制度には現在でもまだ計画経済時代の「税収計画」が残されている。すなわち、税収を確保するために、前年度の徴税額を基準とし、それに一定の比率を上乗せした徴税予定額を目標額(ノルマ)として、中央税務機関から地方税務機関へ、地方税務機関から各企業へそれぞれ課しているのである。ノルマを達成できるか否かは報酬や昇進にかかわるので、税務機関の官僚達は税収確保に意欲的である。税務機関にとって、税収ノルマの達成が第一目的となっているといえよう[孫 2003, 59]。中国の各地方税関にも毎年目標額がかかげられている。華南地域の地方税関にと

って、立入検査は税収ノルマ達成のための大変便利な手段となっている。

以下では、税務調査が地方税関の税収ノルマ確保のために用いる手段の具体的事例を挙げる。中国政府は2001年末にWTO加盟が認められたことを契機に、2002年1月1日から5300以上の項目の関税を引下げた。2001年の名目関税率の平均水準は15.3パーセントであったが、2002年1月には12パーセントとなった[近藤 2002]。関税率が引下げられた結果、2002年上半期の中国税関総署の年間税収ノルマの達成率が低くなった。税関総署は年間税収ノルマを達成するために、2002年7月から、中国における輸出額1位の地位を占める広東省で大規模な税務調査を行った[『兩岸経貿』2002年8月号]。東莞市を管轄する黄埔税関の場合、「自查自報」というキャンペーンが行われた。その内容は、管轄地域内の109社の大手台湾企業と外資企業を選び出し、それら企業に対して2002年上半期に関税の脱税行為があるかどうかを自ら検査し、自ら追徴金を上納することを奨励したというものであった。もし、「自查自報」によって上納された税金額が黄埔税関の納得できる金額なら、当該会社は黄埔税関の税務検査を免れることができたのである[『兩岸経貿』2002年11月号]。こうした各地方税関の工夫によって、2002年9月の中国の関税徴収額は月間新記録の263億元を達成し、前年9月と比べると24パーセントもの増加となった[『兩岸経貿』2002年10月号]。

密輸の取締りと税関の権限

原材料の実際の在庫数と登記手帳上の在庫数が不一致という問題の背景には、生産上の便宜

のために「転廠」の手続きを厳密に行わないという以外にも、加工貿易企業自ら、輸出入業務を利用して密輸を行っている可能性がある。中国政府は、加工貿易を利用した密輸を防ぐために、法律改正や税関の密輸取締り権限の強化等の対応策を打ち出した。法律の厳格化と権限の強化によって、地方税関は密輸の取締りや徴税等の税関業務において、非常に強い交渉力が与えられることになった。一方、加工貿易企業はこれへの対応を迫られることになる。次節では、台湾企業の対応を説明するが、これに先立ち本節では、加工貿易による密輸、密輸に関する法律の改正と税関の強い権限を説明する。

表1と表2は2000年の中国における密輸の物品、ルート、地域、犯罪者特性に関する統計である。この2つの表の統計数字から、近年の中国における密輸の特徴が窺える。まず、密輸の

物品の種類は工業生産の原材料が多い点である。表1をみると、密輸の物品は、偽造紙幣^{注14)}、金とその製品、タバコを除くと、工業生産の原材料が多いことがわかる。これらはすべて、近年、中国国内で不足しているか、あるいは内外価格差の大きいものである。例えば、アパレル産業の急成長にともなって供給不足となっている紡績糸、自動車産業や建設産業の急成長にともなって供給が追いついていない鋼鉄等が挙げられる。次に、貿易の貨物を偽るというルートが主流であることである。表1によれば、78パーセント（29パーセントは加工貿易、49パーセントは加工貿易以外の貿易）の密輸は貿易ルートに乗っていることがわかる。

地域的には、東南沿海地域に集中しているのが特徴である。表2によれば、密輸摘発率の高い上位10位の地方税関は、山東省青島の税関以

表1 中国における密輸の物品とルートの統計（2000年）

税関総署が摘発した密輸物品の統計(万元)			密輸ルートの統計(密輸額と脱税額の単位は万元)					
項目	金額	金額比率	ルート	件数	密輸額	脱税額	人数	
偽造紙幣	380,310	48.1	貨物	加工貿易	267	263,343	80,644	519
紡績糸	95,526	12.1		他の貿易	489	451,468	122,446	872
化学工業原料	80,621	10.2		合計	756	714,852	203,359	1,394
通信器材	70,506	8.9		海上密輸	630	84,384	51,580	1,652
石油	51,284	6.5		国境密輸	124	4,736	4,506	341
鋼鉄	44,229	5.6		河川密輸	8	3,133	891	19
たばこ	21,374	2.7		荷物ルート	132	15,925	1,883	156
プラスチック原料	20,457	2.6		郵便ルート	47	560	104	23
紙	18,406	2.3		他のルート	117	92,502	33,090	315
圧縮機（冷却用）	3,361	0.4		合計	1,814	916,092	295,413	3,900
計算機	1,592	0.2						
クーラー	1,560	0.2						
プラスチック合成板	909	0.1						
金とその製品	831	0.1						

（出所）張聡徳（2003, 6-7, 表2-1, 表2-2）から作成。

表2 中国における密輸の地域と犯罪人数の統計（2000年）

密輸の地域（地方税関局の取締額の順位）			密輸の犯罪人数（個人，法人別）					
地方税関 （所在の省）	密輸取締 額(万元)	全取締額に占 める比率(%)	種類	件数	密輸額 (万元)	脱税額 (万元)	人数	
黄埔（広東省）	114,562	13.31	個人	1,360	354,229	126,107	3,040	
広州（広東省）	107,898	12.54	法人	国有企業	118	161,269	50,578	227
深圳（広東省）	104,485	12.14		集団企業	52	54,174	22,332	76
福州（福建省）	86,030	10.00		三資企業	175	217,244	60,525	311
廈門（福建省）	74,237	8.63		私営企業	68	84,458	19,675	173
寧波（浙江省）	46,376	5.39		他の組織	42	42,537	15,651	74
拱北（広東省）	40,822	4.74		合計	455	559,682	168,761	861
汕頭（広東省）	28,830	3.35	合計	1,815	913,981	294,868	3,901	
青島（山東省）	26,147	3.04						
杭州（浙江省）	23,003	2.67						

（出所）張聡徳（2003, 7-8, 表2-3, 表2-4）から作成。

外，全て東南沿海地域にある。特に，広東省（46.1パーセント），福建省（18.6パーセント），浙江省（8.1パーセント）の3省に集中しており，なかでも広東省で全国の密輸のほぼ半分が行われている。

密輸の主体は，密輸額で見ると，法人が主流であるといえる。表2によれば，法人による密輸額は密輸全体額の61.2パーセント，個人によるものは38.8パーセントをそれぞれ占めている。法人の中で，おもな密輸の主体は外資企業をはじめとする三資企業（密輸総額の23.8パーセント）と国有企業（密輸総額の17.6パーセント）である。

以上の分析をまとめると，近年の中国の密輸の特徴は，華南地域における法人組織が，貿易の名目を利用して，工業用原材料の密輸入を行っていることにある。この特徴が，原材料を輸入し，加工後，海外へ輸出するという華南地域に集中する加工貿易の生産パターンと重なることは明らかであろう。

加工貿易企業が輸出用の原材料を国内市場に転売する場合，しばしば次の2種類の手口を採

用するといわれる^(注15)。(1)偽造書類によって，あるいは地方税関の職員を買収し，自社の輸出に必要な量をはるかに超える原材料を輸入する。(2)輸入した原材料を国内市場に転売し，輸出用に必要な原材料は品質の低い国内産原材料に代える。輸出するとき，税関検査から逃れるために，地方税関の職員を買収する場合もある。以下で説明されるように，中国では，輸出用の原材料を国内市場に転売する犯罪に対する処罰は非常に厳しい。

中国の刑法は1979年に制定された。当時は，密輸犯罪についての条文はわずか2条で^(注16)，刑罰も軽かった。ところが，密輸を含む経済犯罪が多発するようになったため，1997年の刑法の全面改正の際^(注17)，密輸犯罪についての条文が大幅に増やされ，刑罰も非常に厳しくされた。また，経済犯罪の主流が個人犯罪から法人犯罪へと変化したことともない，法人犯罪に関する規定が新たに加えられた。1997年の新刑法^(注18)は密輸犯罪を細かく分類して罰則を定めている。表3に，加工貿易にかかわるおもな密

表3 加工貿易にかかわるおもな密輸犯罪の刑罰

犯罪内容	刑罰	
1. 一般的な貨物の密輸（刑法153条）	密輸された貨物、物品において、脱税の金額が50万円以上のもの。	
2. 税関の許可を得ずに、もしくは税金を納めずに、許可により輸入された加工部品、組立部品及び補償貿易の原材料、部品、製品、設備等保税貨物を無断に国内で販売して、利益を獲得するもの（刑法154条）		
3. 税関の許可を得ずに、もしくは税金を納めずに、特別減税及び免税により輸入された貨物、物品を無断に国内で販売して、利益を獲得するもの（刑法154条）		
	密輸された貨物、物品において、脱税の金額が15万円以上50万円未満のもの。	10年以上の有期懲役または無期懲役に処し、脱税の金額の1倍以上5倍以下の罰金または財産の没収を併科する。情状が特に重いものは、無期懲役または死刑に処する。
	密輸された貨物、物品において、脱税の金額が5万円以上15万円未満のもの。	3年以上10年以下の有期懲役に処し、脱税の金額の1倍以上5倍以下の罰金を併科する。情状が特に重いものは、10年以上の有期懲役または無期懲役に処し、脱税の金額の1倍以上5倍以下の罰金または財産の没収を併科する。
	密輸された貨物、物品において、脱税の金額が5万円以上15万円未満のもの。	3年以下の有期懲役または拘留に処し、脱税の金額の1倍以上5倍以下の罰金を併科する。

法人が以上の罪を犯した場合は、法人の直接の責任がある管理者及びその他の直接の責任者に対して、3年以下の有期懲役または拘留に処する。情状が重いものは、3年以上10年以下の懲役に処する。情状が特に重いものは、10年以上の懲役に処する。繰り返し密輸し、また処理されていないものに対しては、密輸された貨物、物品の脱税金額の合計額により処罰する。

（出所）中華人民共和国（1997）より、筆者作成。

輸犯罪を列挙した。

表3に示されるように、加工貿易にかかわるおもな密輸犯罪は刑法153条と154条に定められている。刑法153条と154条に定められている刑罰は、密輸額により量刑が異なり、密輸額が多ければ多いほど刑罰が重い。もっとも厳しい場合（脱税額50万円以上）、死刑または無期懲役の判決もありうる。ここで注目したいのは、誰がこの密輸による脱税額を決定するのかということである。2000年10月8日から施行され、中国の最高裁判所（人民最高法院）が出した「最高人民法院の密輸刑事事件に具体的に适用法律の若干問題についての解釈」第6条^{（注19）}によれば、密輸による脱税額は輸出入を行ったときの納入すべき関税と輸入段階増値税の合計であり、その総額は密輸した際の税法、税率、為替

レート等によって税関が決定するとされている。

この最高裁判所の解釈から、中国税関がもっている、加工貿易を行う台湾企業の死活にかかわる権限の大きさが窺える。その権限とは、密輸容疑者を犯罪者と断定する権力とその犯罪者の罪状を認定する権力である。前述したように、台湾企業間では、生産上の便宜のために、「転廠」の手続きと現物の仕入・納入の間にギャップが生じるのが普通である。現物の仕入・納入の後、「転廠」という手続きを行わなかった場合、国内販売、つまり、密輸犯罪とみられてしまう可能性がある。生産用の原材料が登記手帳の在庫数より異常に少なく、あるいは多く保有され、企業側がこの不一致の理由を釈明できない場合、当該企業は地方税関によって密輸犯罪者と判定される可能性が高いという〔張聡徳

2003, 62〕企業はいったん密輸犯罪者と認定されてしまうと、地方税関が査定した密輸額によって、密輸犯罪の量刑が決められるのである。

これ以外にも、地方税関は密輸取締りを執行する際、密輸容疑者の人身の自由にかかわる2つの重要な権限をもっている^(注20)。まず、住居の監視である。住居の監視期間中(6カ月以内)、税関は暫定的に容疑者の身分証、車両および船舶の免許を差し押さえることができる。次に、身柄の拘束である。地方税関は検察庁(人民検察院)の許可を得て、容疑者を逮捕することができる。容疑者逮捕後の取調べ、留置期間は2カ月を超えてはならないとはされているものの、地方税関は検察庁の許可を得なくても、容疑者

の身柄を拘束することができる^(注21)、拘束期間中(30日以内)、必要がある場合には、容疑者の家族、職場に通知しなくてもよいことになっている[越智 2003, 113-114]。この場合、このような被拘束者は「所在不明」になり、台湾在住の家族を非常に心配させることになる。

表4は、海峡交流基金が1991年から2004年上半期まで集計した在中国台湾人企業経営者・従業員の事件および事故の統計である。表2からみると、他の種類の事件・事故より、「刑事事件による人身の自由の喪失」の件数のはるかに高いことが分かる。2004年6月までの約14年間に、このような事件は200件発生した。特に1997年以後、事件数は著しく増加している。

表4 在中国台湾人経営者・従業員が巻き込まれた事故および事件(1991~2004年)

年	種類	殺人事件	事故, 病気による死亡	事故による入院	強盗, 傷害, 脅迫	誘拐, 監禁	刑事事件による人身の自由の喪失	失踪	その他	合計
1991		0	0	0	0	0	0	0	0	0
1992		0	0	0	0	1	0	0	1	2
1993		1	0	0	9	2	2	1	2	17
1994		5	1	0	13	4	3	3	1	30
1995		6	2	0	14	6	12	1	0	41
1996		2	0	0	1	7	16	7	3	36
1997		5	2	0	5	4	9	9	1	35
1998		13	2	0	6	8	17	12	6	64
1999		9	3	0	12	4	17	11	2	58
2000		6	2	0	5	4	20	14	0	51
2001		5	7	1	5	5	26	15	3	67
2002		5	12	3	3	1	35	26	6	91
2003		7	11	5	7	5	21	34	17	107
2004 1-6月		4	8	5	0	2	22	22	0	63
合計		68	50	14	80	53	200	155	42	総計 662

(出所) 海峡交流基金会のウェブサイトより作成。

(注) 2004年は上半期だけの統計である。

「刑事事件による人身の自由の喪失」のおもな内容は、刑事事件の調査のために、中国からの出国を禁止された場合か、あるいは拘束された場合である。中国において台湾人企業経営者・従業員が刑事事件に巻き込まれるおもな理由のひとつは密輸^(注22)である。表4をみる限りでは、刑事事件に遭った在中国台湾人経営者・従業員は毎年約20人から30人だが、現地で仕事をしている公認会計士の2003年の調査によると、珠江デルタだけで400人を超える台湾人経営者・従業員が、税関にかかわる事件のために拘束されている〔張聡徳 2003,4〕

台湾企業のロビー活動

加工貿易を行う台湾企業は、保税品の加工生産の特性と税関側の「税収計画」システムのために、密輸犯罪の可能性を疑われやすく、立入検査を受けやすい状況にあることを前節で示した。台湾企業のロビー活動は、こうしたリスクを少しでも回避する目的で組織されている。地方税関の立入検査をいかにくいとめるか、あるいは仮に実施されても、そのダメージをいかに最小限に抑えるかという点に知恵が絞られている。以下では、個別的なロビー活動と集団的なロビー活動に分けて説明する。

1. 個別的なロビー活動

個別的なロビー活動とは、企業が単独で地方税関と良好な関係を維持するために行うさまざまな活動をさす。地方税関と良好な関係があれば、たとえ企業が誤りを犯した場合でも、税関が融通をきかせてくれる可能性がある。以下では宝成グループ（中国での子会社は裕元工業グループ）の例で説明する。

宝成グループは、アディダス等のスポーツシューズの有名ブランド企業から製造を委託され、スポーツシューズの生産量世界一を誇っている台湾企業である。中国の華南地域で加工貿易を行っており、2001年の時点で、中国工場従業員は約17万人に達していた。スポーツシューズの加工過程はシンプルであり、複雑な「転廠」は不要であるが、裕元工業グループは税関検査に追及された経験をもつ。それは、廃品率問題が原因であった。スポーツシューズを生産するためには、牛皮の輸入が必要である。牛皮の形は不規則であり、一枚の牛皮で何セットの靴ができるかも一律ではない。この生産上の特性のため、裕元工業グループの廃品率も不規則になっていた^(注23)。廃品率が不規則ということは、地方税関の目からみると、貿易加工業者が廃品の名目を利用して、原材料を国内に転売する可能性があるようにみえる。つまり、牛皮の廃品率の不規則性を理由に、裕元工業グループは常に地方税関に立入検査される恐れがあったのである。そこで、地方税関に立入検査されないように、裕元工業グループは税関と良好な関係を維持するように努力していた。地方税関と一緒に家族・親子の交流イベントを開催していたのがその一例である〔商周編輯顧問 2001 15-21〕

ただし、裕元工業グループが取り組んだような個別的なロビー活動には限界がある。第1に、個別的なロビー活動による関係は人脈に基づく関係であり、関係を構築した地方税関職員が転職、失脚等のため税関のポストを離れると、この関係を失う可能性がある。第2に、個別的、良好な関係を維持する目的で賄賂等の違法行為がなされてしまう可能性が高く、そうすると、本来の意図とは裏腹に、逆に密輸罪で告発され

やすくなる恐れがある。つまり、これらの行為は密輸等の犯罪の証拠にされる恐れがある。第3に、裕元工業グループのような巨大企業は地方税関に対してそれなりの交渉力をもっているが、一般の台湾企業は中小企業が多く、地方税関と良好な関係を維持したいと考えても相手にされない可能性がある。第4に、人脈に基づく関係を利用して良好な関係を築いただけでは、地方税関に対する影響力に限界があるからである。というも、地方税関は、最終的には中央政府の税関総署の意向によって行動しているので、中央政府に影響力をもたない限り、地方税関の決定を左右することができないのである。中小企業の個別的なロビー活動だけで、中央政府の税関総署に影響を及ぼすのは不可能である。

以上の理由から、多数の台湾企業はより確実な保障を求めて、個別的なロビー活動と平行して、集団的なロビー活動も行っているのである。

2. 集団的なロビー活動

台湾企業の集団的な活動の代表的なものは台商協会の設立とその活動である。関(2002)では、以下のように台商協会の内実を述べている。「台湾企業の場合、集団的に進出することが多く、各地に台商協会といった名称の事業者団体を作っていくことが少なくない。現在では、全中国に64カ所の台商協会が結成されている」[関2002, 355]。だが、台湾企業が結成したとはいうものの、現実的には、中国政府が台湾企業を監視するための手段ともなっている。関(2002)ではその点が明らかにされてない。

外資企業が企業協会を結成することができる地域は、北京市に限られている。他の地域で外資企業が企業協会を結成しても、その協会は法人として認められない[康2002, 125]。2002年

の夏に筆者が訪ねた珠海市にある大手日系電機企業の責任者の話では、当該地域の日本企業も台商協会のような企業協会の設立を希望しているが、中国政府に却下されたという。中国側の回答は、私的な日系企業の集まりは構わないが、公的な組織は認められないというものであったという。それでは、なぜ台湾企業だけは北京市以外の地域でも法人格をもつ企業協会を設立することができるのだろうか。

台湾企業のみが北京市以外でも企業協会を設立することができるという特権をもっているのは、1980年代の外資誘致の優遇政策のおかげである。中国国務院が1988年に出した「關於鼓勵台灣同胞投資的規定」(「台湾同胞の投資奨励に関する規定」)第10条によれば、台湾企業は、企業が集中している地域で企業協会を設立することができることになっている。一方で、中国政府側は台商協会に対して、警戒心をもち続けていた。台湾企業が協会を通して、政治工作やスパイ工作を行うのではないかと懸念していたのである。台商協会を管理・監視するために、中国政府が打ち出したのは以下の政策であった。第1に、全国的な台商協会の連合組織の設立を禁止する。第2に、台商協会の副会長、あるいは事務局長には中国政府の官僚(各地の台湾事務弁公室[事務室の意]の職員)を任用する。この副会長、あるいは事務局長の給料は中国政府が支払う[詹2002, 46-57]。これらの政策によって、台商協会は各地方政府の台湾事務弁公室の支配下に置かれ、地方レベルの組織に止まることになったのである。

台湾企業からみれば、台商協会には政治的自由は少ないものの(会長の選挙も中国側に牽制されている^(注24))、経済的自由は保障されてい

る。彼らにとって協会の最大の役割は、組織を通じて経営上の共通の問題を集約し、議論を重ねて打開策を見つけ、団体行動をとることである。したがって、経営上共通の問題がない地域では、台湾企業が協会に参加するインセンティブは低い。協会に参加すれば、政治的に監視されるか、あるいは親中派というレッテルを貼られる恐れがあるのである。例えば、詹(2002)は、上海市と東莞市の台商協会を比較研究し、以下の結論を得た。上海市の台湾企業の業種は多岐にわたり、経営上各社に共通する問題はあまりない。また、上海市における台湾の大手企業は地方政府と個別的な人脈をもっているため、協会に参加するインセンティブは低い。これらの理由によって、上海市の4000社以上の台湾企業の中で、上海市台商協会に参加しているのはわずか約500社に止まっている。一方、東莞市の台湾企業の多数は輸出向けの中小企業であり、加工貿易において税関にいかに対応するかという問題で共通している。この共通の問題を解決するために、台湾企業の集団的な力が必要となる。そのため、東莞市台商協会は全中国で最多の会員数を擁する^(注25)、もっとも旺盛な活動力をもつ台商協会となっているのである[詹2002, 67]

以下、税関問題に関する台商協会のロビー活動について、具体的事例を挙げて説明したい。

1999年の8月と9月に中国税関総署は、加工貿易に対する管理方法を強化した。それは、加工貿易に従事する企業をAからDまで4つのカテゴリーに格付けするとともに、特定の原材料を制限品目に指定し、この2つの要件を勸案して原材料輸入時に保証金を徴収または免除するという方式である。その時点で、東莞市におけ

る台湾企業の75パーセントはC級企業になると想定されていた。C級企業は地方税関の「査廠」の優先リストに入り[『兩岸経貿』1999年10月号]、すべての原材料を輸入する際、原材料の価値の約40パーセントの保証金を上納する必要があった[康2002, 127]。台商協会は、会社がC級企業と認定されたら、資金繰りや操業に大きな影響を被ると予想し、この厳しい管理方法の緩和を求めるロビー活動を行った。その結果、中国政府はC級企業の分類をやめ、ほぼ過失がなかったA級企業と重大な規則違反があったD級企業以外のすべての企業を、B級企業に格付けした。そして、B級企業が特定の原材料を輸入する際の保証金の納め方についても現金ではなく銀行保証方式に転換するという緩和策も実施した[『兩岸経貿』1999年11, 12月号]。もし、台商協会がロビー活動を行わなかったら、管理方法の厳格化のために、台湾企業の経営はさらに困難になっていたであろう。

台商協会以外に、台湾の業界団体もまたロビー活動を行っている。中国政府は1995年に「台湾同胞投資保護法」を制定した。その5年後、1999年12月に「台商投資保護法实施条例」を施行した。この「台商投資保護法实施条例」を施行する前に、中国政府は台湾企業の意見を求めていた[『兩岸経貿』2000年1月号]。1999年8月台湾における最大の業界団体である台湾区電機電子工業同業公会の幹部は、同条例についての台湾企業の意見を伝達するために北京に赴き、対外貿易経済合作部台湾・香港・マカオ局の局長に対して陳情活動を行った。公会側は中国政府の草案に対して、自らの案を持ち出した。この公会案の第25条では、在中国台湾人企業経営者・従業員が逮捕・拘束されても「所在不明」

にならないように、公安や地方税関の逮捕や拘束という権限に対する中央政府の介入を求めている。そのおもな内容は以下の通りである。

(1) 中国政府機関は在中国台湾人企業経営者・従業員の人身の自由を制限する場合、24時間以内に台湾当局に通知する。(2) 取調べの段階で、当該台湾人は家族と面会でき、弁護士に接見できる権利がある。(3) 国家の安全という理由が存在していない限り、当該台湾人の家族は、捜査の情報を知る権利がある。

しかし、中国政府には税関の権限を制限する意思はなかった。中国政府は、国務院の条例である「台商投資保護法実施条例」を、全国人民大会を通過した法律である「中華人民共和国刑事訴訟法」と「中華人民共和国治安管理处罰条例」に抵触させることはできないという理由で、公会の申し入れを拒否した〔台湾区電機電子工業公会 1999 18-19〕

そこで、在中国台湾人企業経営者・従業員の人身の自由を確保するために、台湾区電機電子工業同業公会は、2000年8月に再び大規模なロビー活動を行った。工業公会理事長・呉思鐘を筆頭に、金寶電子工業会長・許勝雄、旺宏電子社長・呉敏求、正崴精密工業会長・郭台強等を含めて、約30社の大手電機電子会社の経営者・重役と台湾政府の經濟部投資審議委員会、經濟部工業局、経済建設委員会、大陸委員会から課長・主任クラスの官僚4人が北京に赴き、当時国務院副総理であった銭其琛に陳情した。その主な内容は、在中国台湾人企業経営者・従業員が逮捕される場合、政府機関は一定時間以内に国務院の台湾事務部門と台湾当局に通知すること、ならびに台湾人専用裁判所を設立することである。銭其琛は今後、中国政府の各機関は在

中国台湾人企業経営者・従業員を逮捕する場合には、必ず国務院の台湾事務部門に通報することを約束したが、台湾人専用裁判所の設立については言及しなかった〔『兩岸経貿』2000年9月号〕。したがって、このときのロビー活動は、台湾政府の支持も得て、大手電機電子会社の経営者達が結束して自ら陳情を行ったものの、銭が約束したことが国務院の台湾事務部門への通報に止まったため、実質的な成果がなかったと考えられる。なぜならば在中国台湾人企業経営者・従業員が逮捕された場合、国務院の台湾事務部門は、税関の要求があれば、台湾当局や逮捕された台湾人の家族に通知しない可能性を残したからである。

以上のような台湾区電機電子工業同業公会による2回のロビー活動の失敗は、台湾企業による同活動の限界を示している。それは、国会レベルの議会選挙が行われない中国で、台湾企業が立法レベルのロビーを行っても、その効果が非常に小さいということである。とはいえ近年の中国政府は外資を誘致するために、政策レベルに止まる投資環境の改善関連の陳情を一定程度認めるようになってきている。例えば、台商協会が主張した加工貿易企業の格付け方法の緩和や保証金制度の改善等、加工貿易を円滑化させる提案は、中国政府の政策に実際に反映されるといった変化もでてきているのである。

結 論

これまでの税関・関税問題に関するロビー活動についての研究は、クルーガーのレント・シーキング・モデルやバグワチの「直接非生産的収益追求(DUP)活動」仮説のような、関税や

非関税障壁がもたらす利益を追求する活動に焦点を当てたものが主流であった。しかし、これらの仮説では中国における台湾企業のロビー活動を説明することができない。これまでに述べてきた、台湾企業のロビー活動の目的は、関税にかかわる金銭的な利益ではなく、加工貿易を円滑化することと人身の安全を確保することである。本研究においては、関税のロビー活動に関する上述のような理論的仮説を用いず、現地ヒアリング調査と文献収集の結果を詳細に検討することによって、台湾企業のロビー活動の内容と背景を解明してきた。

1990年代以降、加工貿易の輸出額は中国の総輸出の半分以上を占めている〔張曙宵 2003, 92〕。加工貿易は外貨獲得の役割以外にも、工業化の促進、雇用機会の提供^{注26}等を通じて、中国の経済発展に貢献してきた。こうした貢献の背後で、加工貿易を行う外資企業が、複雑な加工貿易制度のために、地方税関に脅かされ、罰金を課され、立入検査を受け、その経営者や従業員が逮捕されるに到っている事態については、これまでの加工貿易研究では十分に注目されてこなかった。本研究では、台湾企業のロビー活動の背景の分析を通じて、加工貿易における税関と外資企業の力関係を解明した。この成果は、今後の加工貿易の研究に、新しい視点を提供することができると思われる。

最後に、重要な問題をひとつ提起しておきたい。本稿ではもっぱら台湾企業を扱ったが、華南地域における他の外資系企業は前述のような複雑な税関問題をどのように解決してきたのだろうか。この問題については、さらなる研究が不可欠であるが、日系中小企業についての興味深いケースをひとつだけ紹介しておきたい。

日系中小企業の華南地域進出の協力機関の代表的事例として位置づけられる深圳テクノセンター（「日技城有限公司」Techno Centre Ltd.^{注27}）は、学界を含む日本の関係者の間ではよく知られている。ここで取り上げたいのは同センターの通関代行業務である。日本の中小企業は、テクノセンターに入居するとき、通関業務をテクノセンターに委託している^{注28}。日系中小企業にとっては、地方税関との交渉や立入検査を受けるリスク等の加工貿易における取引費用は、計算可能な管理費になるというメリットがある。しかも、テクノセンターのような通関代行専門機関は、自ら生産活動を行わないので、原材料や製品を中国国内市場に転売する機会をもたない。したがって、加工貿易制度において、テクノセンターが密輸を行う可能性はなく、地方税関がテクノセンターを立入検査のリストに入れる可能性も低い。日系中小企業はテクノセンターに入居することによって、華南地域における複雑な税関問題を回避できるのである〔郭 2003, 88-92〕。

今後、加工貿易をめぐる台湾企業のロビー活動の行方はどうなるだろうか^{注29}。WTO加盟の結果、一見、中国の関税率は徐々に低下しており、政府の干渉も減少しているので、台湾企業のロビー活動の必要性も減少していくように思われる。だが、事実はそうではない。関税率の減少によって、中国の各地方税関の税収ノルマの達成はさらに難しくなっているからである。各地方税関が税収ノルマの達成のために、貿易企業に対して、より厳しい税務検査を行うという事態が既に発生している。表4にあるように、2002年以降、WTOに加盟したにもかかわらず、刑事事件による人身の自由の喪失とい

う事件に巻き込まれる台湾人の人数が、依然として高い水準に止まっているという事実は、厳しい税務検査の結果を示していると考えられる。中国の関税率が密輸を行うインセンティブが消えるほどの低水準に減少しない限り、あるいは中国の税収ノルマというシステムが存在する限り、台湾企業のロビー活動は存続することが予測されるのである。

(注1) Directly Unproductive, Profit-seeking (DUP) Activities を「直接非生産的収益追求 (DUP) 活動」と翻訳することは、絵所 (1997, 86) を参考にした。

(注2) バグワチとスリニバサンによると、DUP 活動は、ZOP (zero-output profit-seeking) 活動と名づけてもいい。他には、生産要素を使用し、収入を獲得するという観点から、profit-seeking より income-seeking という用語の方が DUP 活動の内容に相応しい。ただし、DUP の発音、デューブは騙す、または詐欺という意味の英単語 dupe と発音が同じである。この DUP の発音は、多くの経済学者の DUP 活動に対するイメージに近いことから、DUP 活動という名前が採用された [Bhagwati and Srinivasan 1982]。

(注3) 一般的に DUP 活動がもたらす利益に関する研究では、その利益を金銭的な収益に限っている。ところが、バグワチとスリニバサンは、金銭面よりもっと広い範囲で利益を定義し、宗教組織の DUP 活動がもたらす厚生効果の分析も試みている [Bhagwati and Srinivasan 1996]。ただし、その分析の枠組みは厳密なものではないので、本研究ではこれを用いない。

(注4) 大陸委員会『兩岸経済統計月報』によると、2005年末までの台湾企業の対中直接投資の地域別累計で、江蘇省と上海市は44.90パーセント、広東省は27.80パーセントをそれぞれ占めている。福建省の比重は第3位であるが、ひと桁の8.22パーセントである。

(注5) 加工貿易の下に「転廠」という企業間の保税品の移転を行うのは、委託加工がもっとも盛んに行われる広東省と福建省のみである。上海以北では「結転」という似たシステムがあるが、これは保税品の移

動が認められるのは1回だけである点が異なる [中小企業総合事業団調査・国際部 2001, 132]。

(注6) 本稿で主張するように、台商協会の設立は台湾企業の通関問題と深い関わりがあるという事実は華東地域にも共通すると考えられる。呉 (2001) は、華東地域にもっとも早く進出した台湾大手 IT 企業・明碁電通 (現在は明碁電通と改称している) とその下請企業の中国におけるサプライチェーンの再構築を分析した。それによると、蘇州における明碁電通のパソコン周辺機器工場は1994年から量産を開始した。明碁電通の14社の下請企業は明碁電通の要請を受けて、1995年から蘇州周辺の呉江市に進出した。当時、この14社の下請企業がもっとも悩んだのは通関問題であった。この14社企業は通関問題を含むさまざまな問題を解決するために、非公式の台商協会を立ち上げた。この非公式の台商協会は中国政府の要請で、2000年に解散させられたものの、通関問題は台湾企業を結束させる重要な要因となっているという興味深い事実が示された。今後、華東地域における台商協会と通関問題の関係についてさらなる研究が必要であろう。

(注7) ここでの外資企業は三資企業以外に、「三来一補」という投資の方式も含む。三資企業は外資企業が中国に進出するときにとる3つの企業形態 (合弁企業、独資企業、合作企業) のことである。「三来」とは「来料加工、来件装束、来様加工」を指し、「一補」とは「補償貿易」を指している。元々の「三来一補」の場合、外資企業は中国での委託先の企業に、材料、サンプル、部品、設備等を提供し、加工費を支払い、そして、生産管理を委託先に任せるといった生産パターンをとる。だが、実際には、外資企業自身が生産管理を行っているのが現状である。従って、「三来一補」は名目上委託加工であるが、実質上は直接投資ともいえよう [関 2002]。中国刑法における密輸の法人犯罪 (中国語では「単位犯罪」である。「単位」とは機関、団体、会社、職場等、個人以外の組織体を指す) の規定では、「三来一補」を行う企業も法人として認識される。つまり、「三来一補」を行う外資企業は中国で法人登録をしていないにもかかわらず、密輸犯罪が摘発された場合、企業の責任者および関係者も法人犯罪の規定によって処罰されるのである。法人の

経済犯罪の場合における法人の定義については、李（1998）を参照されたい。

（注8）委託加工では関税と増値税の課税は原則として発生しないが、取引の形態によっては逆に税金負担が発生する場合もある〔近藤 2003〕。「増値税」は、中国国内における物品の販売、輸入及び工業的役務（加工、修理、組立）の提供に対する付加価値税の性格をもつ租税で、各取引段階の付加価値を課税標準として課される一般消費税である。増値税の課税物品が輸出される場合、増値税は0パーセントになる。つまり、物品を国内において仕入れたときに支払った増値税額は、輸出時の国境税調整により全額還付される、と定められている。しかし、輸出物品にかかわる国内仕入税額の控除について、国务院が別途還付税率を規定していることから、還付税率が賦課税率を下回った場合、結果的に増値税が賦課されることになるのである〔朴木 2004〕

（注9）この見込みで加工貿易登記手帳を申し込み、原材料を輸入するという方式（中国語「先備案、後合同」）は、一部の地方税関（例えば、東莞市を管轄する黃埔税関）で採用されている。地方税関にとっては、早い段階で輸入される原材料の内容と数量が把握でき、管理の便利さが増した。だが、加工貿易業者にとっては、この方式は非常に煩わしい。2002年夏に東莞市で筆者がヒアリング調査を行った際、中規模のカバン工場の台湾人経営者はこの方式は加工貿易における制度上の落とし穴であると指摘した。この方式によって、業者は注文、あるいは取引先さえない段階で、半年内に必要な原材料の量を予測することを求められることになる。この予測と取引先からの実際の注文との差は常に存在することになる。つまり、取引先の注文に従って生産した物品を輸出する場合、その輸出物品と登記手帳に登録された内容が違うという違法状態が生ずる。しかも、取引先の注文に当初予測しなかった原材料が必要だという事態もありうる。この場合、登記手帳を変更することはできるが、手続きの時間がかかり過ぎて、取引先の要求する期限に間に合わない。実際にこのような事態が発生した時、業者はほかの業者から登記手帳、あるいは原材料を調達するという違法行為を行っているのが現状である。この見込みによる原

材料輸入方式が、東莞市の加工貿易業者の違法行為をやむを得ないものになっているのである。この問題は、『兩岸経貿』2001年11月号の「大陸投資経験 赴大陸投資は利基還是危機」（「大陸投資経験 対中投資はニッチがあるいはリスクか」）という論文にも指摘されている〔靖 2001〕

（注10）以上加工貿易と「転廠」についての分析は、ヒアリング調査で得た情報以外に、日中投資促進機構のウェブサイトにある「広東省加工貿易事情」や「転廠制度について」等の投資情報分析も参考にした。

（注11）その一方、所轄税関を越える取引では管理の隙間が多いので、密輸を含む不正行為が多発するのである。

（注12）鄭・何・郭（2004）と張聡徳（2003）でも同様の見解が示されている。

（注13）「中華人民共和国海関対検挙或協助查獲違反海関法案件有功人員の奨励弁法」（「税関法の違法事件を検挙する功勞者、協力者に対する奨励条例」）第3条。中国税関業務についての法律や規定は、北京税関のウェブサイトで閲覧できる。

（注14）密輸の金額比率から見ると、偽造紙幣がほぼ総額の半分を占めている。ただし、これは偽造紙幣の紙面で印刷された金額による計算である。実際の価値からみると、偽造紙幣より工業製品とその原材料の方が大きいと推測される。

（注15）この2種類の密輸犯罪の手口は、筆者が2002年8月に東莞で複数の紡績関連の台湾中小企業に対して行ったヒアリング調査で得た情報である。これらの企業経営者は、自らは密輸を行っていないが、逮捕された台湾企業の例を見ると、この2種類の手口がよく使われていると証言した。

（注16）旧刑法116条には税関法規に違反して密輸を行い、情状酌量できない者は、税関法規に照らして密輸物品を没収するとともに罰金を科すことができるほか、3年以下の懲役または拘留に処し、財産の没収を併科することができる。旧刑法118条には密輸、投機空取引の常習者、密輸、投機空取引が巨額にのぼる者または密輸、投機空取引集団の首謀者は、3年以上10年以下の懲役に処し、財産の没収を併科することができる〔平野・浅井 1982, 133-135〕

(注17) 刑法の条文は改正前の192条から452条に大幅に増加した。今回の改正のひとつの大きな特徴は、日本では特別法に規定される刑罰規定、例えば会社法等の経済犯罪の規定が数多く定められたことである [中華人民共和国 1997, 3]

(注18) 1999年に同法は小幅な再修正が行われたが(全条文数はそのままである)、密輸犯罪についての条文は、97年の修正後ほぼ変わっていない。

(注19) 「最高人民法院關於審理走私刑事案件具体适用法律若干問題的解釋」。最高人民法院のウェブサイトを参照のこと。

(注20) 2000年7月8日、「中華人民共和国海關法」(「税関法」)の修正議決がなされ、2001年1月1日から施行された。主な修正理由のひとつは、税関の密輸取締りを強化するため、税関内部に設置した専属の公安機関(緝私警察)に密輸調査を担当させることである。同法によれば、税関の密輸取締機関は、取調べ、拘束、逮捕、予備審問の権限をもつ [越智 2003, 123]

(注21) 税関に所属する密輸犯罪取締機関が、密輸容疑者を拘束する場合、「拘伝証」(「身柄拘束令状」)を提示しなければならない [越智 2003, 115]。「中華人民共和国刑事訴訟法」50条によれば、「身柄拘束令状」を発行することができるのは、裁判所、検察庁と警察(人民法院、人民検察院と公安機関)である。警察権を持つ税関の密輸犯罪取締機関も「身柄拘束令状」を発行することができる。

(注22) 密輸以外に脱税も在中国台湾人企業経営者・従業員が刑事事件に巻き込まれる主要な理由のひとつであるが、以下の理由で本稿では脱税の問題を取り上げない。第1に、税関以外の税務機関は警察権をもたないので、関税に関わらない税務の刑事事件を摘発する際、税務機関は公安警察の協力を得て行動する。したがって、普通の税務機関は税関のように、いきなり台湾企業の工場で立ち入り捜査を行って、その場で工場との関係者を拘束するというをしない。台湾企業にとって、普通の税務機関は税関のような圧迫感、恐怖感がない。第2に、脱税する台湾企業は税務機関の検査を警戒するが、税関と付き合う場合、密輸が行われていないにもかかわらず、台湾企業は何時も警戒心をもっている。その理由としては、脱税が行われな

い限り、台湾企業の帳簿には問題がないが、密輸が行われなくても、保税品の加工生産の特性によって、台湾企業の原材料の在庫とその帳簿(加工貿易登記手帳)の在庫数が一致しない場合が多いため、税関の検査で指摘される可能性があるからである。つまり、脱税は一部台湾人企業経営者の個人の問題に過ぎないが、密輸は台湾企業の全体の問題なのである。

(注23) 台湾東海大学東アジア社会経済研究センターのヒアリング調査の記録(内部資料)。ヒアリング調査の時期は2004年4月で、ヒアリング調査の対象は香港裕元企業の総務部の従業員である。

(注24) 中国政府が2003年3月20日に出した「台湾同胞投資企業協會管理暫定弁法」(「台湾同胞投資企業協會管理暫行弁法」)の第11条では、台商協会の会長と副会長は「一つの中国という原則を守るべし、国家の統一を支持すべし」と規定している [『兩岸經貿』2003年4月号]

(注25) 東莞市内の88パーセントの台湾企業は東莞市台商協会に参加している [林 2002, 29]

(注26) 中国では加工貿易により、3000万人以上の雇用機会が創出された [邵・王・任 2001, 1]。広東省では、1000万人の雇用機会が創出されたという [大橋 2003, 89]

(注27) テクノセンターについては、藤原(1995)、長谷川(2001)、関(2002)などの研究が参考になる。以下のテクノセンターの説明と分析は、関(2002)の先行研究と2002年夏に行われた筆者の現地調査に基づいている。

(注28) テクノセンターの標準費用表によれば、入居した中小企業の通関費用は実費プラス20パーセントの管理費である。

(注29) 2003年6月29日、中国政府と香港の間で経済・貿易緊密化協定(CEPA)が締結された。台湾経済部の分析によれば、加工貿易業者としての台湾企業に対するこの協定の影響が少ないと予測されている。なぜならこの協定によれば、第一段階として電気製品、繊維、精密機械等273項目の関税を撤廃し、その後、2000項目の追加撤廃を実施することになっている。ところが、これらの項目は香港製の物品に限られており、しかも香港の原材料工業は発展していないのが現状で

ある。こうなると、加工貿易の台湾企業がこの協定によって、免税で輸入したいものが少ないということになるためである【『兩岸経貿』2003年8月号】

文献リスト

< 日本語文献 >

- 絵所秀紀 1997. 『開発の政治経済学』日本評論社.
- 大橋英夫 2003. 『経済の国際化 シリーズ現代中国経済 5』名古屋大学出版会.
- 越智均 2003. 「中国における密輸取締について」『海保大研究報告』第48巻第1号.
- 黒田篤郎 2001. 『メイド・イン・チャイナ』東洋経済新報社.
- 近藤義雄 2002. 「中国のWTO加盟と税制」『国際税制研究』第8号.
2003. 「中国の税制と運用上の問題点 日系企業が遭遇する税務問題を中心として」『国際税務』第23巻 2月.
- 関満博 2002. 『世界の工場 中国華南と日本企業』新評論社.
- 孫一萱 2003. 「中国『租税国家』への転換過程と現状」『財政と公共政策』創刊号.
- 中華人民共和国 1997. 『中華人民共和国刑法』(全理其訳) 早稲田経営出版.
- 長谷川伸 2001. 「日系中小企業の中国進出とテクノセンター」『商学論集』第46巻第4号, 451-480.
- 平野龍一・浅井敦編 1982. 『中国の刑法と刑事訴訟法』東京大学出版会.
- 藤原弘 1995. 『華南への企業進出 昨日・今日・明日』日本貿易振興会.
- 朴木直子 2004. 「はじめて中国に進出する企業のための、早わかり中国税務のしくみ」『税務弘報』第52巻第14号(11月)
- 李春常 1998. 「税務犯罪とその刑事責任」西原春夫編『中国刑事法の形成と特色 5 第五回日中刑事法学术討論会報告書』成文堂.

< 英語文献 >

- Bhagwati, Jagdish N. 1982. "Directly Unproductive,

Profit-Seeking (DUP) Activities." *Journal of Political Economy* 90(5) 988-1002.

- Bhagwati, Jagdish N. and T. N. Srinivasan 1982. "The Welfare Consequences of Directly-Unproductive Profit-Seeking (DUP) Lobbying Activities: Price versus Quantity Distortions." *Journal of International Economics* (13) 33-44.

1996. "Religion as DUP Activity." In *Political Economy and International Economics*, eds. Douglas A. Irwin. Cambridge: MIT Press.

- Krueger, Anne O. 1974. "The Political Economy of the Rent-Seeking Society." *American Economic Review* 64(3): 291-303.

< 中国語文献 >

- 董振源 2003. 『全球化下的兩岸經濟關係』台北 生智文化.
- 郭永興 2003. 「広東省日本中小企業直接投資中介機構之研究 以日技城為例」『中国大陸研究』第46巻第1号 1-2月.
- 靖林 2001. 「大陸投資経験 赴大陸投資は利基還是危機」『兩岸経貿』11月号.
- 康智凱 2002. 『東莞的崛起 台商の企業群集与地方政府の研究』國立台湾大學建築与城鄉研究科修士論文.
- 林志慎 2002. 『外來動力的制度創新 東莞台商協會成立与台商學校之研究』國立政治大學東亜研究科修士論文.
- 邵祥林・王玉梁・任曉薇 2001. 『未來國際貿易的主流 加工貿易』北京 對外經濟貿易大学出版社.
- 商周編輯顧問編 2001. 『台商傳奇 14位深入大中国賺錢的企業家』台北 商周編輯顧問股份有限公司.
- 台湾区電機電子工業同業公会 1999. 『「台商投資保護法實施条例」既「設立台商法庭」之研究建議』内部資料.
- 吳翰有 2001. 『全球產業与在地鑲嵌 台商資訊產業在蘇州生產協力網絡之重構』東吳大学社会学研究科修士論文.
- 邪幼田 1996. 「台商与中国大陸地方官僚聯盟 一個新的跨国投資模式」『台湾社会研究季刊』第23期 7月.

研究ノート

詹静怡 2002. 『大陸地区台湾同胞投資企業協會角色与功能之研究 以天津市, 上海市及東莞市為例』
東海大學政治学研究科修士論文.

張聰德 2003. 『400台商違法案例實務分析』台北 經華國際投資.

張曙宵 2003. 『中国對外貿易結構論』北京 中国經濟出版社.

鄭正秉・何承韋・郭永興 2004. 「交易成本与台, 日商投資珠江三角洲的區位差異分析以東莞, 深份為例」第五屆全國(台灣)實証經濟学論文研討会發表論文.

(雜誌)

『兩岸經貿』2002年8月号, 2002年10月号, 2002年11月号

<インターネット>

(日本語)

中小企業総合事業団調査・国際部 2001. 『海外展開中小企業実態調査報告書(平成12年度版)』(<http://www.jasmec.go.jp/jasmec/ck/cyouusa/> 2005年3月アクセス)

日中投資促進機構 (<http://www.jcipo.org/main.html>).

(中国語)

北京税関(<http://www.bjcustoms.gov.cn/flgd/lv2-flgd.html>).
大陸委員会『兩岸經濟統計月報』(<http://www.mac.gov.tw/big5/statistic/em/157/11.pdf>).

海峡交流基金会 (<http://http://www.sef.org.tw/xls/statist/st12.xls>).

最高人民法院(<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/penal/200301270038.htm>).

[付記] 本稿の作成にあたって, 山本裕美教授(京都大学大学院経済学研究科)から大変有益なご指導を頂いた。また, 白石麻保助教授(姫路獨協大学経済情報学部)から貴重なコメントを頂いた。さらに, 2名の匿名レフェリーには細部にわたってご教示頂いた。ここに記して深甚なる感謝の意を表す次第である。なお, 本稿における誤謬は全て筆者の責任に帰するものである。

(南華大学助教授, 2005年3月9日受付, 2006年4月12日レフェリーの審査を経て掲載決定)